

公告

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）第9条第1項の規定により佐久市東（第1・第2）水資源保全地域を指定したので、同条第4項の規定により指定の案を縦覧に供します。

なお、当該公告に係る区域の土地所有者等その他の利害関係人は、指定の案について、縦覧期間満了の日までに、長野県佐久地域振興局長を経由して知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年2月19日

長野県知事 阿部 守一

1 水資源保全地域の名称及び区域

名 称	区 域
佐久市東（第1・第2） 水資源保全地域	佐久市志賀字長山1番94から96まで、108、155から164まで、167、168、171、172、175、228から234まで、236から240まで、247から253まで、255、279から289まで、309、316から391まで、394から398まで、400から403まで、419から429まで、441から470まで、477から480まで及び548の区域

2 指定の案の縦覧場所

長野県環境部水大気環境課及び長野県佐久地域振興局環境・廃棄物対策課

3 縦覧期間

自 令和8年2月19日

至 令和8年3月4日

水大気環境課